一般乗合旅客自動車運送事業の許可に関するフロー

許可申請書の提出	乗合事業許可申請　【道路運送法第４条】
運賃・料金の上限設定認可申請書の提出 又は 運賃・料金設定届の提出	運賃・料金の上限設定認可申請【道路運送法第９条第１項】 運賃・料金の届出【道路運送法第９条第４項】
運送約款の認可	運送約款設定認可申請【道路運送法第１１条】 ※標準運送約款を定めた場合には申請不要。
↓	
九州運輸局へ進達	申請内容の確認 事業許可【道路運送法第５条・道路運送法施行規則第６条】 運賃・料金上限設定認可【道路運送法施行規則第８条】 運賃・料金設定届【道路運送法施行規則第９条】
↓	
法令試験・意見聴取の案内	審査基準に基づく申請内容の事前審査 九州運輸局審査基準 【平成１３年１２月２５日付け九運公福第３９号】 試験・意見聴取日・確認書類等の通知
↓	
法令試験・意見聴取の実施	
↓ 法令試験不合格	
↓ 再　試　験	
許　可　処　分	**標準処理期間　申請から３ヶ月** 【平成１４年１月１８日付け九運公福第４５号】
↓	
許 可 書 交 付	運輸開始までの諸手続き、必要帳票類等の説明
↓	
登録免許税納付	登録免許税　９０，０００円
↓	
運送約款の認可	運送約款設定認可申請【道路運送法第１１条】 ※標準運送約款を定めた場合には申請不要。
↓	
営 業 開 始	
↓	
運輸開始届出	開始届【道路運送施行規則第６６条】